給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例承認申請書

令和　　年　　月　　日

　函館市長　あて

　住所または所在地

　　　氏名または名称

　　　　代表者

　令和　　　年　　　月以降に給与所得から徴収した特別徴収税額について，下記のとおり納期特例承認の申請をいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 特別徴収義務者 | 住所または所在地氏名または名称 |
| 法　人　番　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 指定番号 |  |  |  |  |  | 担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 申請日直前６ヶ月間の給与受給者の人数 | 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） | 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） |
| 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） | 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） |
| 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） | 年　　　月 | 　　人（内臨時雇用　　　人） |
| 市税の滞納または著しい納付の遅延 | 　　無　　・　　有　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| １年以内の納期特例承認の取消し | 　　無　　・　　有　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について

１　納期特例の承認を受けることができる特別徴収義務者は，給与受給者が常時１０人未満の事業所に限り

ます。ただし，繁忙期に臨時に雇用する人数は含みません。

２　市税の滞納や著しい納付遅延がある特別徴収義務者は，納期特例の承認が受けられない場合があります。

　また，承認を受けたあとに市税の滞納や著しい納付遅延があると，納期特例の承認が取消される場合があ

ります。

３　承認を受けたあとの特別徴収税額の納期（下記の納期が金融機関の休業日の場合は，その翌日）

　　６月から１１月に徴収した特別徴収税額　　　　　　１２月１０日

　　１２月から翌年の５月に徴収した特別徴収税額　　　翌年の６月１０日

４　納期特例の承認を受けたあと，給与受給者が常時１０人以上になったときは，すみやかに承認取消しの届

出をしてください。